

NS規制物質リスト（民生製品版） の管理・運用

お取引先様へのお願い事項

2024/4/1改訂 第2版

日本精機(株) 民生ビジネス本部

INDEX

- 目的と背景
- NS規制物質リスト（民生製品版）
- お取引先様へのお願い事項（3項目）
- 改訂履歴

目的と背景

世界的な環境意識の高まりにより、製造物に含有される化学物質に対する法的規制が強化されているのは周知の事実であり、成型品や調剤を製造するメーカーはその用途や仕向地により、該当する各種規制を満足していなければなりません。

そこで、日本精機はこれらを遵守すべく、民生製品使用部品における規制物質リストを定めました。

対象 民生製品使用部品:

弊社からchemSHERPAフォーマットにて報告をお願いする部品

NS規制物質リスト（民生製品版）

弊社では、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営するchemSHERPA管理対象物質参照リストをNS規制物質リスト（民生製品版）と定めます。

顧客が独自に化学物質規制を要求している場合も多く、それら独自規制にも対応すべく製品中に含有する場合は含有量・含有濃度に関係なく情報提示願います。適合・不適合に関しては個別に弊社にて判断します。

chemSHERPA 管理対象物質参照リスト 掲載サイト
<https://chemsherpa.net/tool#declarable>

※ 上記URLから最新リストを参照してください。

お取引先様へのお願い事項（以下3項目）

対象：民生製品使用部品

1) chemSHERPA管理対象物質参照リスト収載物質の含有情報提供

chemSHERPA管理対象物質参照リストに収載されている物質が製品中に含有する場合は、含有量・含有濃度に関わらず必ずchemSHERPAフォーマットにて報告をお願い致します。

※chemSHERPAフォーマット

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営する情報伝達スキーム <https://chemsherpa.net/>

chemSHERPAをダウンロードして利用したユーザーには、JAMP事務局からツールバージョンアップの連絡メールが配信されます。その際に最新版リストをご確認いただき、新たな含有が判明した物質や既に弊社へ報告されたchemSHERPA成分データに変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。（グリーン調達ガイドラインに対するお問い合わせ 民生製品使用部品の担当部門を参照ください）

2) 赤燐の含有情報提供

調査対象製品に赤燐の含有がある場合は、chemSHERPA成分データに任意報告物質として含有物質名「Red phosphorus」（CAS番号：7723-14-0）と記入してご回答いただけますようお願い致します。

お取引先様へのお願い事項

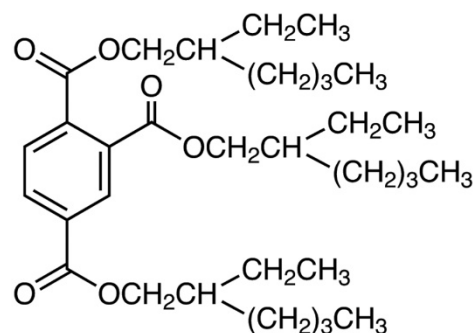
対象：民生製品使用部品

3) 添加剤(難燃剤、可塑剤など)

難燃剤や可塑剤などの添加剤について、含有量が0.1wt%未満の場合もchemSHERPAへ記載の上、報告をお願いします。

特にPVC(ポリ塩化ビニル)の可塑剤などの用途に使用されるフタル酸エステルの代替剤TOTM※を添加剤として用いている場合は、製造過程において、不純物としてRoHS規制物質であるDEHPが生成される場合もあるため、必ずchemSHERPAへ記載の上、報告下さい。

※TOTM：トリメリット酸トリス(2-エチルヘキシル)、CAS No.3319-31-1



改訂履歴

改訂番号	制定・改訂日	内容・理由
第1版	2020/03/20	制定
第2版	2024/04/01	お取引先様へのお願い事項へ 3) 添加剤(難燃剤、可塑剤など)を追加